

重 要 事 項 説 明 書（就労定着支援）

1 就労定着支援サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 アスキー
代 表 者 氏 名	藤 井 充 明
本 社 所 在 地 （ 連 絡 先 ）	大阪市東淀川区小松1丁目14番5号 （06-6195-5650）
法人設立年月日	平成30年9月12日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事 業 所 名 称	就労定着支援事業所 ワークショップ ジョイント
サ ー ビ ス の 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
大 阪 府 指 定 事 業 所 番 号	就労定着支援 2713001903号 令和3年7月1日指定
管 理 者	窪田 学
サービス管理責任者	窪田 学
事業所所在地	大阪市東淀川区菅原4-4-43 ロイヤルハイム豊里1F
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	連絡先電話：06-6195-5650 FAX：06-6195-5680 管理者：窪田 学
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市東淀川区、大阪市旭区、大阪市北区、吹田市、守口市、摂津市
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	就労継続支援B型 2713001903号（平成31年2月1日指定） 就労移行支援 2713001903号（令和2年5月1日指定）
利 用 定 員	20名
開 設 年 月 日	令和3年7月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事 業 の 目 的	利用者が自立した職業生活、日常生活、および社会生活が営む事が出来る様に、一人ひとりの個性を理解し、就労している者が継続して就労できるように支援の提供すると共に、そのほかの便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
-----------	---

運 営 方 針	1. 事業所は、就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に 応じて、その者の支援を適切に行うと共に、就労定着支援の提供 が浸然かつ画一的なものとならない様配慮しなければならない。 2. 事業所の従業員には、就労定着支援の提供にあたっては、懇切丁寧とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3. 事業者は、その提供する就労定着支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
---------	--

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	原則として月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）除く。
営 業 時 間	午前9時から午後17時。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	原則として月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。
サービス提供時間	午前10時から午後16時。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	鉄筋コンクリート6階建
敷 地 面 積	511.48㎡
延 床 面 積	1492.488㎡

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
訓 練 室	1 室	
作 業 室	1 室	
相 談 室	1 室	
洗 面 所	1 室	
便 所	1 室	
多 目 的 室	1 室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定就労定着支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労定着支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活および職業生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労定着支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労定着支援の目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成します。 (3) 就労定着支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労定着支援計画を記載した書面を利用者に交付します。 (4) 就労定着支援計画作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3カ月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画を変更します。 (5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 (6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活および職業生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
就 労 定 着 支 援 員	就労定着支援計画に基づき、適切な就労定着支援の提供を行う。

(2) 職員配置

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	1		1			1.0	
就 労 定 着 支 援 員	1		1			0.4	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	9時から17時
サービス管理責任者	9時から17時
就 労 定 着 支 援 員	9時から17時

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
就労定着支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労定着支援計画を作成します。
対面による相談支援、指導及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職するものへの支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	就労定着率が9割5分以上の場合	就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	就労定着率が8割以上9割未満の場合	就労定着率が7割以上8割未満の場合
利用料	37,801 円	36,004 円	29,702 円	23,849 円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割
	就労定着率が5割以上7割未満の場合	就労定着率が3割以上5割未満の場合	就労定着率が3割未満の場合	
利用料	17,996 円	15,289 円	11,464 円	
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	1,315 円	左記の1割	職場適応援助者の養成のための研修等を修了した者を就労定着支援員として配置している場合、1月につき加算されます。
就労定着実績体制加算	3,288 円	左記の1割	過去6年間に於いて指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者、又は就労していた者の占める割合が前年度に於いて100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
定着支援連携促進加算	6,346 円	左記の1割	関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この注において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,644 円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に、1月につき加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)楽天銀行 第一営業支店 口座名：株式会社アスキー 口座番号：7874186 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労定着支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労定着支援計画」を作成します。作成した「就労定着支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認ください。

(3) 就労定着支援計画の変更等

「就労定着支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	窪田 学
-------------	------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
 - ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号：06-6195-5650（対応可能時間 9:00～17:00）

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人光誠会 ゆうメディカルクリニック		
医院長名	永井 祐吾		
所在地	大阪市東淀川区豊新1-21-29		
電話番号	06-6325-0550		
診療科	総合内科等	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	大阪市役所
	担 当 部 ・ 課 名	障がい支援課
	電 話 番 号	06-6208-7986

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 超ビジネス保険

保障の概要 事業活動包括

14 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別に定める消防計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	別に定める消防計画に則り、非難訓練を年2回実施します。
防 災 設 備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 ・消火器 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水等） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消 防 計 画	消防署への届出日：平成31年1月7日 防災管理者：藤井充明
保 険 加 入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 超ビジネス保険 保障の概要 事業活動包括

15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定就労定着支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：大阪市東淀川区菅原 4-4-43 ロイヤルハイム豊里 1F 電話番号：06-6195-5650 FAX 番号：06-6195-5680 受付時間：9:00～17:00
【市町村の窓口】 東淀川区保健福祉センター	所在地：東淀川区豊新 2-1-4 電話番号：06-4809-9857 FAX 番号：06-6327-2840 受付時間：9:00～17:00
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地：大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号：06-6191-3130 FAX 番号：06-6191-5660 受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前 10 時～午後 4 時

16 心身の状況の把握

指定就労定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労定着支援の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定就労定着支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労定着支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定就労定着支援サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況： 】	

24 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒533-0004 大阪市東淀川区小松1-14-5		
	法人名	株式会社アスキー		
	代表者名	藤井 充明		印
	事業所名	ワークショップ・ジョイント		
	説明者氏名			印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名			印

代理人	住所			
	氏名			印